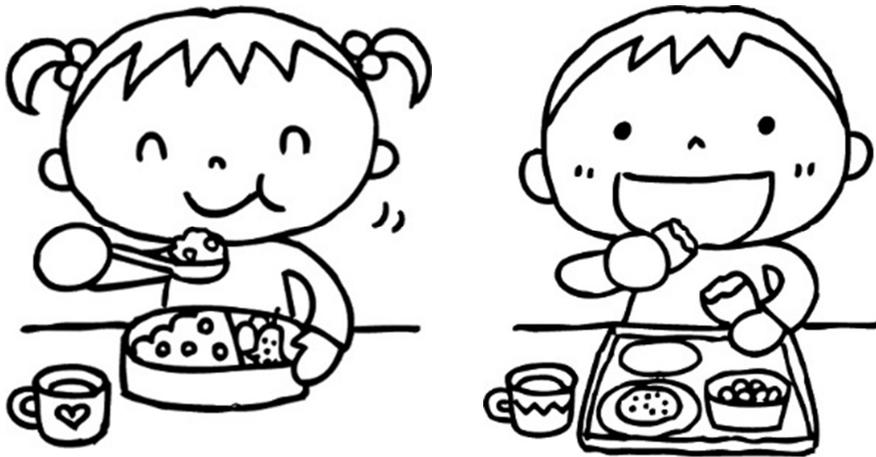


令和3年度

保育所におけるアレルギー対応食について

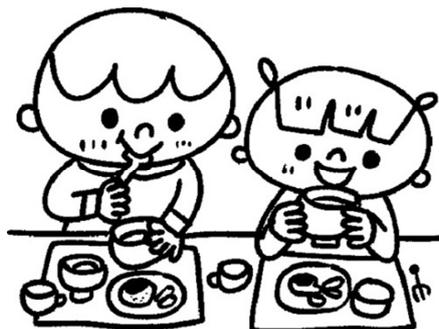


そうべつ子どもセンター

そうべつ保育所

はじめに

そうべつ保育所のアレルギー対応では、アレルギー児の誤食・誤飲によるアレルギー発症の事故を防ぐため、アレルギー児に職員が側につき食事の様子を見守っています。アレルギー児の入所をご希望される際には、そうべつ保育所の設備・職員体制によって入所できるかをご相談させていただきます。また、エピペンを常備しているお子様につきましても入所についてご相談させていただきます。



目次

- 1 提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 給食対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 3 お弁当を持参される場合の注意点について・・・・・・・・P.4
- 4 除去食の解除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
- 5 体調不良時等の対応食について・・・・・・・・・・・・・・P.7
- 6 緊急時に備えた処方箋をお預かりする場合について・・・・P.8
- 7 情報管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

保育所におけるアレルギー対応食について

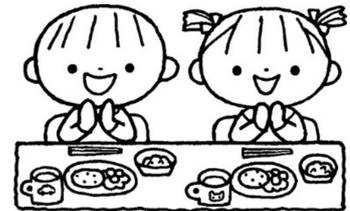
アレルギー対応食は、成長期の子どもの発育・発達を妨げる事の無いよう、**医師の診断に基づいて進めていきます**。保育所としては、家庭と保育所とが協力して行うものと考えています。普段から十分に話し合い、家庭での食事の様子、保育所での給食を含む生活全般について常に連絡を取り合い対処したいと思います。

保育所における給食の対応について保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

☆現在、保育所でのアレルギー対応食品は、以下の通りです。



※アレルギー症状が重い場合や集団給食として対応が困難な場合は、お弁当の持参をお願いする事もありますのでご了承ください。



1、提出書類について

食物除去 や アナフィラキシー対応 等の特別な管理が必要な場合は以下の3点を提出して下さい

- ① **生活管理指導表**(医師が記入)※1 ※2
- ② **食物アレルギーチェック表**(医師と相談の上、保護者が記入)※2
- ③ **食物アレルギーに関する調査票**(保護者が記入)

※1…作成にかかる必要な経費については保護者負担をお願いします。
この表に基づかない保育や対応食はお受けできません。

※2…書類の提出については、**最低1年に1回医師の診断より提出をお願いします。**



医師の指示に変更があった場合は、その都度
「生活管理指導表」と「食物アレルギーチェック表」
を提出して下さい。

2、給食対応について

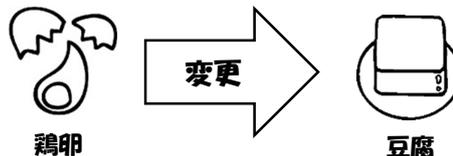
1

一般給食材料の範囲内で除去食対応を行います。



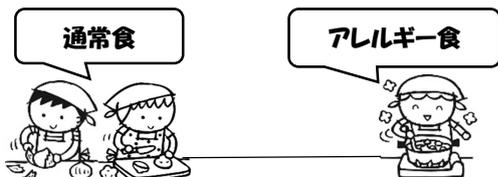
2

代替食は個々の状況に応じて、できる範囲で対応します。



3

アレルギー対応食は通常の献立と同一の調理室で調理したものを提供します。



4

除去する事により栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うよう配慮をお願いします。



5

毎月の献立を確認し、食材のチェックをお願いします。気づいたことがあった場合はすぐに職員まで連絡をお願いします。



6

調理作業・配膳スペースが狭く、また、調理器具・食器の洗浄を個別に行う事が出来ない為、微量なアレルギーで発症するアナフィラキシー症状のある場合は給食対応が出来ません（注意喚起表示のある物も食べられない場合など）。



7

お休みの場合には早めにご連絡くださるようお願いします。



8

子どもの健康状態を毎日把握し、状況に応じて担任の保育士に報告してください。体調不良の場合にはアレルギー症状を引き起こしやすいので注意が必要です。

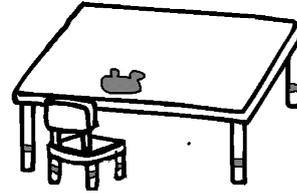
昨日から、
少しかゆがっています。



9

安全に給食を提供する為にも、給食の時にはテーブルの席を一定にする等の配慮をさせて頂くことをご了承下さい。

アレルギーの子の為にマークを付ける等の対応をしています。



10

保育所では、おかわりによる誤食を防ぐ為、食物アレルギー対応食のおかわりはありません。園児の状況を見て食べられる量を最初に盛り付けて提供します。



11

以上児の歯ブラシについては、事故を防ぐ為に毎日家庭より持参してください。



12

うがい、飲料用として、事故を防ぐ為にコップを毎日家庭より持参して下さい。



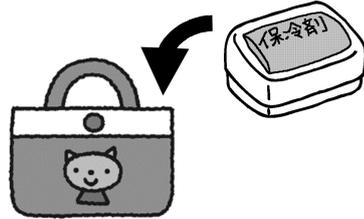
3、お弁当を持参される場合の注意点について

1

食中毒予防の為、新鮮な食材を使用し、当日によく火を通し、さましてから容器に入れて下さい。
また、保冷バックに保冷剤を入れて持参する等の配慮をお願いします。



夏場は保冷剤を乗せてね！



2

調理形態や量が、保育所の献立に似ている方が望ましいです。(出来る範囲での協力をお願いします)。

給食
(ラーメン)

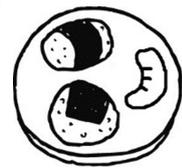
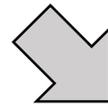


お弁当
(ラーメン)



3

保育所では事故防止の為、お弁当の温め直しや、食器への移し替えは行って
おりません。



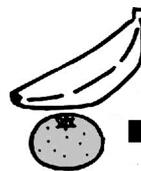
4

持参する容器には必ず名前を記入して下さい。



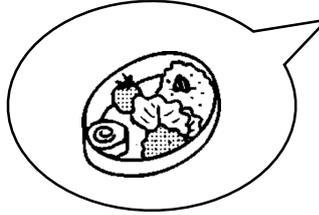
5

果物(みかんやバナナ等)を持参する場合も、必ず容器に入れて持参して下さい。



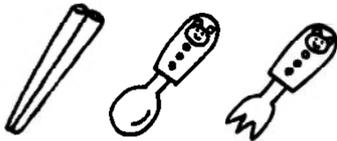
6

食べ具合を把握して頂く為と、保健衛生上の理由から、容器は洗わず、残菜もそのままお返し致します。



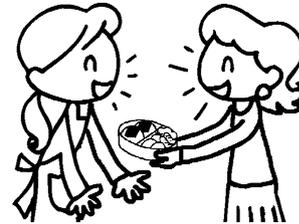
7

食具は落としてしまった場合に備えて、3点セットを持参して下さい。



8

お弁当の受け渡しについては、当日登所の際に担任または受け入れの保育士に渡して下さい。



4、除去食の解除について

医師の指導のもと、複数回(2~3回以上)食べて症状が誘発されない事が確認出来ましたら、下記の書類を記入の上、提出して下さい。



< 除去解除申請書 >

除去解除申請書

平成 年 月 日

そうべつ保育所 組

氏名: _____

本児は管理指導表で“未摂取”以外を理由に除去していた(食物名: _____)に関して、医師の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、保育所における完全解除をお願いします。

保護者名: _____ 印

※医師より部分解除『Ogまでなら食べても良い』『加熱した物なら食べても良い』等の指示があっても、完全解除に指示がなければ、保育所でも解除になりません。

アレルギー対応食を解除する場合にも下記の書類に記載が必要です。

保育所におけるアレルギー対応生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎）		提出日	平成	年	月	日
名前		男・女	平成	年	月	日生（歳 ヶ月）
この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。						
食物アレルギー（あり・なし）	病歴・治療 A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他（新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他： ） B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因： ） 2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・クッシング病・アレルギー性鼻炎） C. 呼吸器疾患 該当する食品の番号（なし、かつ〇）内に該当病歴を記載 1. 喘息 《 》 【除法参照】該当するものを全て〇〇内に番号を記載 2. 牛乳・乳製品 《 》 ①明らか症状の既往 3. 小麦 《 》 ②食物負荷試験陽性 4. ソバ 《 》 ③抗体検査結果陽性 5. ビーツ 《 》 ④他疾患 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 8. ナッツ類* 《 》（すべて・クルミ・アーモンド・ ） 9. 甲殻類* 《 》（すべて・エビ・カニ・ ） 10. 軟体動物・貝類* 《 》（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ ） 11. 魚卵 《 》（すべて・イクラ・タラコ・ ） 12. 魚肉 《 》（すべて・サケ・サケタテ・ ） 13. 肉類* 《 》（鶏肉・牛肉・豚肉・ ） 14. 果物類* 《 》（キウイ・バナナ・ ） 15. その他 《 》（ ） D. 緊急時に備えた処置法（有 無） 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（エピペン®、1mg） 3. その他（ ）	保育所での生活上の留意点 E. 給食 1. 管理不要（通常給食提供可） 2. アレルギーの反応があるが、通常給食提供可 ※当てはまる食品に〇 （ 卵 ・ 牛乳・乳製品 ） 3. 原因食品を除去した食事が必要 ※当てはまる食品に〇 （ 卵 ・ 牛乳・乳製品 ） 4. 少量で重篤な反応が期待するため、給食対応不可 ※クッキング保育や配膳時の接触等について等） F. 食物・食材を扱う活動（作業助手や牛乳パックの使用、クッキング保育や配膳時の接触等について等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 G. 一般的な食品除去法に追加して、さらに配慮が必要なもの 納豆・味噌などで除去の間に除去可能なものに〇 1. 納豆 → 納豆のシラウタ 2. 牛乳・乳製品 → 乳糖 3. 小麦 → 醤油・酢・麦茶 4. 大豆 → 大豆油・醤油・味噌 5. ゴマ → ゴマ油 6. 鶏卵 → 卵白だし・いりこだし 7. 魚卵 → コナエ	*保護者 電話： *連絡先機関 医師機関名： 電話：			
	病歴・治療 A. 喘息発症（診断内容を書き添付した）C. 急性発作治療 1. 喘息発症 ①ベータ2刺激薬吸入 2. 軽症発作 ②ベータ2刺激薬内服 3. 中等症発作 ③吸入ステロイド 4. 重症発作 ④急性発作時の対応（自由記載） D. 急性発作時の対応（自由記載） B. 治療管理薬 1. ステロイド吸入薬 剤名 投与量（日） 2. ステロイド吸入薬 剤名 投与量（日） 3. 吸入ステロイド受容体拮抗薬 剤名 投与量（日） 4. ベータ2刺激薬 内服 処方薬 5. その他（ ）	保育所での生活上の留意点 A. 器具に関する留意点 1. 〇にしない（給食管理のみ） 2. 防カビシーツ等の使用 B. 保護者と相談し決定 1. 〇にしない 2. 食物アレルギー管理指導表参照 C. 動物との接触 1. 保護者と相談し決定 2. 保護者と相談し決定 3. 動物への反応が強いため不可 動物名（ ） D. 外遊び・運動に対する配慮 1. 〇にしない 2. 保護者と相談し決定	記載日 年 月 日 医師名 医師機関名			
	病歴・治療 A. 皮膚病のみで（厚生労働省学術情報） 1. 軽症：顔面にのみならず、軽度の皮膚のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 重症症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮膚：軽度の紅斑、乾燥、掻痒主体の病変 ※強い炎症を伴う皮膚：赤腫、丘疹、びらん、浸潤、水疱化などが伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. ステロイド外用薬 3. 保湿剤 4. その他（ ） B-2. 使用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（ ） C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	保育所での生活上の留意点 A. フェール指図 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載） 動物名（ ）	記載日 年 月 日 医師名 医師機関名			
	病歴・治療 A. 病型 1. 過半数アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 季節性アレルギー性鼻炎 4. アトピー性結膜炎 5. その他 B. 診断 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制剤 4. その他（ ）	保育所での生活上の留意点 A. フェール指図 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 年 月 日 医師名 医師機関名			
病歴・治療 A. 病型 1. 慢性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 3. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 4. その他 B. 診断 1. 抗ヒスタミン薬、抗アレルギー薬（内服薬） 2. ステロイド点眼薬、抗アレルギー薬（点眼薬） 3. 免疫抑制剤 4. その他（ ）	保育所での生活上の留意点 A. 室内活動 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容： ） C. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 年 月 日 医師名 医師機関名				

この生活管理指導表は、地域独自の取り組みや現場からの意見をふまえて、今後改善していくことを考えております。

＜生活管理指導表①＞

保育所におけるアレルギー対応生活管理指導表（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎）		提出日	令和	年	月	日
名前		男・女	平成	年	月	日生（歳 ヶ月）
この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。						
気管支喘息（あり・なし）	病歴・治療 A. 喘息発症（診断内容を書き添付した）C. 急性発作治療 1. 喘息発症 ①ベータ2刺激薬吸入 2. 軽症発作 ②ベータ2刺激薬内服 3. 中等症発作 ③吸入ステロイド 4. 重症発作 ④急性発作時の対応（自由記載） D. 急性発作時の対応（自由記載） B. 治療管理薬 1. ステロイド吸入薬 剤名 投与量（日） 2. ステロイド吸入薬 剤名 投与量（日） 3. 吸入ステロイド受容体拮抗薬 剤名 投与量（日） 4. ベータ2刺激薬 内服 処方薬 5. その他（ ）	保育所での生活上の留意点 A. 器具に関する留意点 1. 〇にしない（給食管理のみ） 2. 防カビシーツ等の使用 B. 保護者と相談し決定 1. 〇にしない 2. 食物アレルギー管理指導表参照 C. 動物との接触 1. 保護者と相談し決定 2. 保護者と相談し決定 3. 動物への反応が強いため不可 動物名（ ） D. 外遊び・運動に対する配慮 1. 〇にしない 2. 保護者と相談し決定	*保護者 電話： *連絡先機関 医師機関名： 電話：			
	病歴・治療 A. 皮膚病のみで（厚生労働省学術情報） 1. 軽症：顔面にのみならず、軽度の皮膚のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 重症症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮膚：軽度の紅斑、乾燥、掻痒主体の病変 ※強い炎症を伴う皮膚：赤腫、丘疹、びらん、浸潤、水疱化などが伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. ステロイド外用薬 3. 保湿剤 4. その他（ ） B-2. 使用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（ ） C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	保育所での生活上の留意点 A. フェール指図 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載） 動物名（ ）	記載日 年 月 日 医師名 医師機関名			
	病歴・治療 A. 病型 1. 過半数アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 季節性アレルギー性鼻炎 4. アトピー性結膜炎 5. その他 B. 診断 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制剤 4. その他（ ）	保育所での生活上の留意点 A. フェール指図 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 年 月 日 医師名 医師機関名			
	病歴・治療 A. 病型 1. 慢性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 3. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 4. その他 B. 診断 1. 抗ヒスタミン薬、抗アレルギー薬（内服薬） 2. ステロイド点眼薬、抗アレルギー薬（点眼薬） 3. 免疫抑制剤 4. その他（ ）	保育所での生活上の留意点 A. 室内活動 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容： ） C. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 年 月 日 医師名 医師機関名			

この生活管理指導表は、地域独自の取り組みや現場からの意見をふまえて、今後改善していくことを考えております。

＜生活管理指導表②＞



5、体調不良時等の対応食について

体調不良時等で、食物アレルギーではないが、
医師より短時間の除去食指導があった場合は『**医師の診断書**』により対応食を行います
(診断書に書式の指定はありません。)

☆**病名(除去が必要な理由)**

☆**除去期間(いつから～いつまで)**

☆**除去食品(食材や食品名)**

これらが記入されている事

※『**医師の診断書**』作成にかかる必要な経費については、保護者負担でお願いします。



食物アレルギー対応への必要書類

(生活管理指導表) ★p6参照

(食物アレルギーチェック表) ★p9参照

(食物アレルギーに関する調査票) ★p9参照

体調不良時等の対応への必要書類

(医師の診断書)

保育所に提出後、所長・栄養士と相談後に対応となります。

※場合によっては、すぐに対応できない場合もあるので、対応開始までお弁当を持参してもらうことがあります。

6、緊急時に備えた処方薬をお預かりする場合について

- ① アナフィラキシーショックにより、**エピペン**や**内服薬の処方**を受けている児童の受け入れは、保育所の施設設備・職員体制等が整っていませんので原則行っておりませんが、ご相談ください。



- ② ①の理由から、入所後、アナフィラキシーショックを発症し、エピペンや内服薬の処方を受けるようになった場合も今後の保育についてご相談させていただきます。



7、災害時の対応について

1

保育中に災害が発生し、保育所に避難をしていた場合はアレルギー対応の災害食を提供します（お弁当対応児は持参して頂いたお弁当を食べます）。



2

避難中は誤食による事故を防ぐため、アレルギー児にワッペンを付けさせて頂くことをご了承下さい。



